

CLAIR REPORT

ベトナムの地方制度

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 169 (JULY 10, 1998)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
法人

自治体国際化協会

目 次

はじめに.....	1
第1章 ベトナムの概要.....	2
1 地理.....	2
2 歴史.....	3
3 社会.....	5
4 経済.....	7
第2章 国家機構.....	9
1 政治体制.....	9
2 大統領.....	10
3 国会.....	10
4 司法・検察機関.....	12
5 共産党.....	13
6 ベトナム祖国戦線.....	14
第3章 政府.....	15
1 概要.....	15
2 首相.....	18
3 政府閣僚.....	19
4 政府組織人事委員会.....	21
5 行政改革.....	32
第4章 地方制度.....	34
第1節 概要.....	34
1 地方行政単位.....	34
2 ベトナムの地方制度の歴史.....	38
3 ベトナムの地方制度の特徴.....	39
第2節 地方自治体の組織.....	40
1 人民評議会.....	40
2 人民委員会.....	46
第3節 地方自治体の事務.....	51
1 概要.....	51
2 各レベル地方自治体の事務.....	51
第4節 地方財政.....	54
1 国家予算法の制定.....	54
2 地方財政に関する各国家機関の役割.....	55
3 地方自治体の財源.....	56
4 地方財政の現状.....	59
第5節 公務員.....	61
1 公務員制度.....	61
2 公務員研修.....	62
第5章 国家予算法.....	65
おわりに.....	83
参考文献.....	84

はじめに

1980年代後半に採用されたドイモイ政策により、市場経済を導入し経済改革を進めてきたベトナムは、近年、急速な発展を遂げていると言われています。また、1995年にアセアンに加盟するとともに、ベトナム戦争以後途絶えていたアメリカとの国交正常化を果たすなど、国際社会の表舞台にも再び登場し、現在、日本をはじめ世界中から注目されています。ただ、ベトナムに関する調査研究は、これまで政治や経済に関するものが多く、行政制度、特に地方制度についてはあまり進んでいなかったようです。

そこで、本レポートでは、ベトナムの地方制度に関する基本的な事項を、調査ができた範囲で紹介することとしました。

第1章では、ベトナムを理解するための基礎的な情報についてごく簡単に紹介し、第2章では、ベトナムの国家機構について説明しています。第3章では、中央の行政機関であるとともに地方行政機関の上位レベル機関としての役割を持つ政府について紹介しています。また、この章では、地方行政を所管する政府機関である政府組織人事委員会の説明もしています。第4章では、地方制度について、その基本となる地方行政単位をはじめ、地方自治体の組織、事務、財政、公務員について紹介しています。第5章は、1996年制定の国家予算法の和訳を地方財政の参考資料として掲載しました。

なお、本レポートの作成に当たっては、上述の政府組織人事委員会から協力をいただくことができ、多くの貴重な資料、情報を提供していただきました。また、当協会シンガポール事務所でアセアン各国の地方自治関係者等を対象に毎年開催してきたアセアン地域地方行政フォーラムのために同委員会からこれまで提供いただいた資料も大いに参考とさせていただきました。この場で、同委員会国際協力部チュアン部長をはじめスタッフの皆様にご心から感謝申し上げます。

本レポートは、シンガポール事務所の藤田裕士所長補佐が担当者として執筆しました。また、本文で使用している図表についても、すべてベトナムからの入手資料等を元にして当担当者が独自に作成したものです。

このレポートが、ベトナムの地方制度を知る上で少しでもお役に立てばと思います。

第1章 ベトナムの概要

1 地理

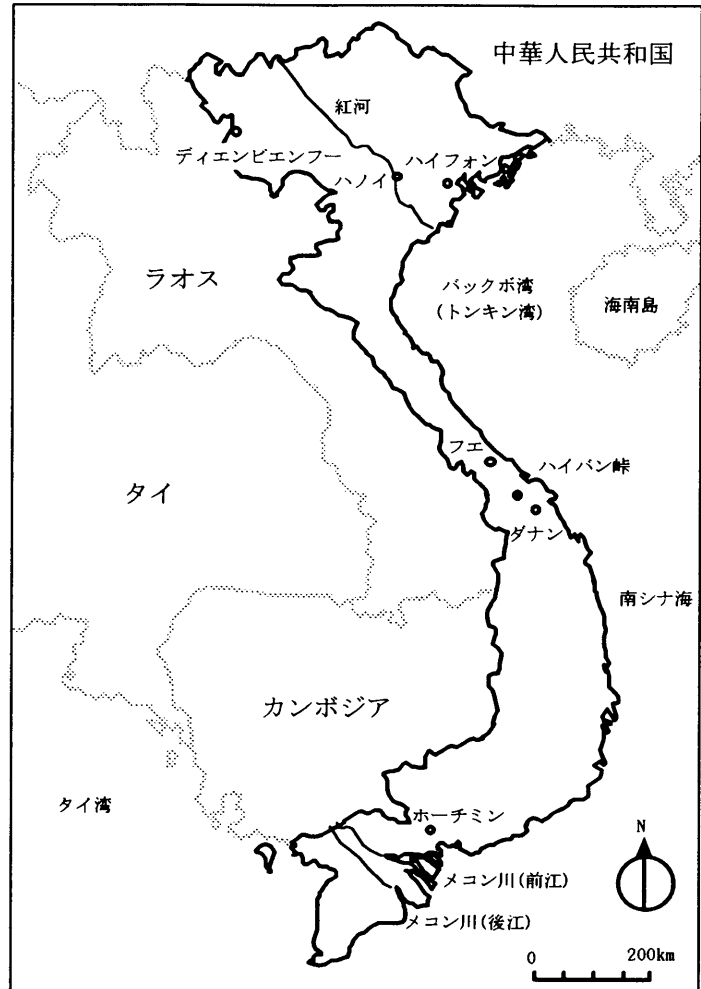
(1) 国土

インドシナ半島の東側に位置するベトナム社会主義共和国は、33万km²の国土面積を持っている。これは、九州を除く日本の国土より若干小さい面積ということになる。

その国土は、南北に細長く連なっているため、海岸線は3,000kmの長さにとり、また、中華人民共和国、ラオス及びカンボジアと国境を接しているが、それらの国々との国境線の長さも合計で3,700kmに達している。

国土の4分の3は山岳地域であり、チュオンソン山脈がラオス、カンボジア国境沿いに南北に走っており、中部では海岸線に沿ってわずかに平野がある。そして、南北に二つの大きなデルタ地帯を持っている。一つは北部にある首都ハノイ周辺の紅河デルタ地帯であり、もう一つは、ベトナム最大の都市ホーチミン市を抱える南部のメコンデルタ地帯である。

< 図 1 ベトナムの国土 >



(2) 気候

南北に細長く伸びるベトナムの気候は、ほぼベトナムの中間に位置する北緯16度のハイバン峠を境として、大きく二つの気候区に区分される。この峠から北の、首都ハノイを含む地域の気候は亜熱帯的であり四季らしいものも見られる。夏季は南西季節風の影響を受けて非常に暑く、また湿度が高く雨も多い。冬季は東北季節風のために霧雨が降り続き、気温もかなり下がる。

一方、ハイバン峠以南では、雨季と乾季を持つ東南アジアのモンスーンデルタ型気候である。5月から10月までが雨季となっており、スコールが降り湿度も非常に高い。一方乾季は11月から4月までであり、気温も多少下がり、湿度も低くなる。

山岳地域では、夏は温暖で湿度が高く、冬は気温は低くなるが湿度はやはり高いという中国の雲南山地を中心とする針葉樹林気候の地域と同じ気候区分に属している。

< 表1 1995年におけるハノイ市(北部)とホーチミン市(南部)における平均気温(°C)と降水量(mm) >

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
ハノイ市	平均気温	15.7	16.4	19.4	24.2	27.3	29.8	29.3	28.1	28	26.7	20.8	17.9	23.6
	降水量	27	17	48	23	107	389	259	399	82	47	63	2	1,463
ホーチミン市	平均気温	26.3	26.7	27.9	29.6	29.1	28.1	27.6	27.5	27.2	27.6	26.9	25.7	27.5
	降水量	12	-	12	18	269	295	366	493	188	274	106	51	2,084

2 歴史

(1) 古代中国支配 ~ ベトナム民主共和国独立

ベトナムは、中国と国境を接しているために、古くから中国に支配されてきた歴史を持っている。

紀元前207年、秦の始皇帝の死後まもなく中国南部を中心に建国された南越国は、ベトナム北部まで支配したとされているが、その後、紀元前111年前漢の武帝が南越国を滅ぼし、その支配はベトナム中部のハイバン峠あたりまで及んだ。これ以後北部ベトナムは、千年にわたり中国の支配を受けることになった。その間にたびたびベトナム人による大きな反乱が起こったが、いずれも中国側に鎮圧されている。

一方、ベトナム中部では二世紀末にチャンパ(林邑)が建国され、南中国とマレー、インドネシア方面を結ぶ南シナ海交易の中心として長い間発展した。南部のメコンデルタにおいても、二世紀頃、扶南という国家が誕生した。扶南も東西海上交易により繁栄したとされるが、その後六世紀頃、東北タイ、南ラオスから勃興したクメール族の国家に滅ぼされた。

907年に唐が滅亡した後、北部ベトナムは南漢に支配されていたが、938年に呉権が南漢の遠征軍を破り王位に就いたことにより長い中国支配から解放された。以来、10王朝約950年間、一時明朝の支配を受けた期間(1413~27年)を除いて、ベトナムは、内乱と中国の侵略に苦しめられながらも独立を維持していた。内乱の時代を経て、1786年にタイ・ソン軍が有史以来初めてベトナム国家の統一を実現し、その後1802年には、阮福映がベトナム全国を統一し、国名をベトナム(越南)とした。

しかし、その後フランスがインドシナに進出を始めた。1883年には保護条約を結び、以後約80年間ベトナム、ラオス、カンボジア3国を仏領インドシナ連邦(仏印)としてその統治下に置くこととなった。この間、ホー・チ・ミンが1930年インドシナ共産党を設立、後の1941年にはベトナム独立同盟(ベトミン)を結成して抗仏運動を始めている。

1940年9月には日本軍が仏印に進駐し、1945年2月フランス軍を武装解除して仏印を日本軍の管理下に置いた。そして日本の援助下にバオダイ皇帝がベトナムの独立を宣言して即位した。しかし同年8月の日本軍の敗戦に伴い、ベトナム独立同盟がハノイを占拠してバオダイ皇帝を退位させた。9月2日にはベトナム民主共和国の独立を宣言し、ホー・チ・ミンが初代大統領に就任した。

(2) インドシナ戦争 ~ ベトナム戦争 ~ パリ協定

第二次大戦後の1945年10月、フランス軍は、ベトナム南部に上陸して再侵略を開始した。北ベトナムにおいても当初は中国軍が進駐していたが、結局中国軍に代わりフランス軍が進駐することになった。11月にハイフォンでフランス軍の攻撃が始まり、12月にはハノイで市街戦が勃発、8年間に及ぶインドシナ戦争が開始された。フランスは、香港に亡命中のバオダイ皇帝を帰国させベトナム臨時中央政府を樹立した後、1949年3月8日ベトナムの独立を承認し、バオダイ皇帝がベトナム国家元首となった。一方1950年1月には、中国、ソ連等の社会主義国はベトナム民主共和国(ホー・チ・ミン政権)を承認したが、同年2月に米英等がベトナム国(バオダイ政権)を承認したため、一つの領土に国際的に承認された二つの政府が存在することとなった。

ベトナム民主共和国政府側とフランス軍との戦闘は、開戦当初はフランス軍が優勢であったものの、1950年以降インドシナ全域で解放闘争が進み、1954年5月7日には、フランス軍がディエンビエンフーの戦いで敗退したことによりフランス軍の劣勢が明らかになった。そして、同年7月、ジュネーブ会議の席でジュネーブ協定への調印が行われて休戦が実現したが、この協定によりベトナムは北緯17度線を軍事境界線として南北に分断されることとなった。

フランスに代わって南ベトナムに進出を始めた米国は、パリにいたジェム元内相を帰国させ、ジェムは1955年10月の国民投票でバオダイを破って大統領に就任し、国名もベトナム共和国と改められた。一方北ベトナムでは、1960年1月にベトナム統一を目的とする新憲法が公布された。南ベトナムでも、反米、反ジェム運動が起こり、同年12月20日に南ベトナム開放民族戦線が、1961年2月には人民解放軍が結成され、解放闘争が強化されていった。これに対して米国は、南ベトナム政府に対する軍事援助を強めていったが、ジェム大統領の独裁政権は国民の反感を買い、1963年11月、軍のクーデターにより倒された。

1964年8月、北ベトナム軍がトンキン湾で米国の駆逐艦に攻撃を行い米国も報復攻撃を行うという、いわゆるトンキン湾事件が発生した。この後、米国は北爆を開始、また米海兵隊がダナンに上陸するなど直接現地介入し、本格的なベトナム戦争に発展していった。北ベトナム軍も南ベトナムに介入し、解放軍とともに各地で攻勢をとった。米国も兵力を急速に増強したが、1968年の旧正月に北ベトナム軍と解放軍の攻撃が全土で始まった。

1968年5月から、米国と北ベトナムはパリで和平交渉を開始し、翌年1月25日から米国、北ベトナム、南ベトナム、解放戦線の4者によるパリ会談が開始され、1973年1月に米軍の撤退を定めたパリ協定が締結された。

(3) 南北ベトナム統一 ~ 現在

パリ協定締結後も米国は実質的な援助と介入を続けていたが、北ベトナム軍の南下は続き、1975年に北ベトナム軍はメコンデルタ地区をはじめ各地の攻略を開始し、4月30日、遂にサイゴンを攻略、ベトナム共和国は滅亡した。1976年6月に南北統一選挙を受けて開催された国会において、統一ベトナムの国名がベトナム社会主義共和国と改められ、共産党が実権を握った。

1978年12月、ベトナムはカンボジアに侵攻、翌年1月にはプノンペンを攻略し、ヘン・サムリン政権を樹立させた。これより先の1977年にベトナムはラオスとも友好協力条約を締結しており、

これによりインドシナ3国の兄弟的結合関係を作り上げた。これに対し中国は、カンボジア国内で戦うポル・ポト軍を援助するとともに、ベトナム北部で懲罰攻撃を加え、西側諸国もベトナム軍の撤退等を求めて対越援助を停止する等、ベトナムは国際的に孤立していった。

また、南北統一後のベトナムは、国内面では経済建設に力を入れたが、カンボジア侵攻による国防強化、食料生産不振等により、経済情勢は重大な危機を迎えていた。これを打開するため、1980年12月新憲法を公布、新国家体制を樹立し、党、行政、経済政策面での新体制を整え、諸政策を開始した。しかし、その後も経済不振は続いたため、1986年12月に開催された第6回ベトナム共産党大会では、新しい国家指導部が選出されるとともにドイモイ政策が採用されることになった。このドイモイ政策の基本は、ベトナムの置かれた状況を認識し、経済建設を最重点に置くとともに、意識改革を行い、積極的に社会建設に取り組もうというものであり、①社会主義路線の刷新、②産業政策の刷新、③経済政策の刷新、④国際化の刷新という四つの柱が掲げられた。このドイモイ政策に基づき、市場経済の促進や外国資本の導入が図られた結果、当初は改革の成果が現れなかったものの、その後次第に経済の回復が進んでいった。

また、1984年以降ベトナムのカンボジア問題に対する姿勢が軟化したことにより、中国との関係修復や西側諸国との友好協力関係の進展が図られていった。そして、1989年のカンボジア完全撤退を機に関係改善は一気に進み、1991年からは西側諸国からの進出も始まり、同年11月には中国との国交正常化が宣言されるに至った。1995年には、ASEANの7番目の加盟国として正式にASEANへの加盟を果たしたほか、念願の米国との国交正常化が実現された。

3 社会

(1) 人口

ベトナムの総人口は75,355,200人(1996年の平均)であり、人口密度は1平方キロメートル当たり約220人となっている。ただし、国土の4分の3が山岳地帯であるため、実際には平地部分に人口が集中している。特に北部の紅河デルタと南部のメコンデルタ地帯だけで約3千万人が居住しており、総人口の4割がこの2デルタ地帯に住んでいることになる。また、前年と比較して2%の人口増加率となっているが、人口増加率はここ数年2%程度という状況が続いている。

(2) 民族

ベトナムは多民族国家であり、政府は国内の民族を54に区分している。大部分はいわゆるベトナム人であるキン族(ベト族)で、人口の9割近くを占めている。キン族は、平地、海岸や都市地域に集中して居住している。残りの1割は少数民族で、主に高原や山岳地帯に居住している。少数民族の分布としては、北部、中部の境界付近にダオ族などが住み、北部山地にはタイ族、ヌン族、マン族、モン族、ニャン族、サンジウ族、ロロ族などが住むが、これらの民族は実際にはさらに多くの種族に細分されると言われる。このほか中部に多く住むムオン族、中部からカンボジアにかけて住むチャム族などがあり、中部山岳地帯には通称モイ族と呼ばれる少数民族が住んでいる。

多民族国家であるベトナムでは少数民族対策を重視しており、憲法第94条において、国会

に民族評議会を設置し、民族政策について研究し国会に提案を行うとともに、民族政策及び山岳地域、少数民族居住地域の社会、経済開発計画の実行を監視することとされている。

(3) 言語

現在の公用語はベトナム語である。もともと、キン族は、有史以来ベトナム語を使ってきたと言われているが、紀元前111年から中国に支配されるようになったのをきっかけとして、その後約千年の間、公用語として漢字が使われるようになった。その間、ベトナム語の表記のために漢字を組み合わせる等してチュノムという独自の文字が考案されたが、あまり普及するには至らなかった。その後、フランス人の宣教師らが、漢字と庶民の生活の中では依然として使われていたベトナム語のローマ字による表記を奨励する政策を採用した。これが現在のベトナム語(クォック・グー)のもとであると言われている。

なお、4種類の山岳少数民族の言語がそれぞれの民族の居住地域における公用語として法律で認められている。

(4) 教育

ベトナムにおける教育は、南北統一後、北部に比べて立ち後れていた南部への教育の普及や教育面における戦争の影響の克服等が進められた。一方、新時代に対応する新たな教育が必要となってきたことなどから、1979年に教育改革が開始された。その後、経済悪化に伴い、学校教師の離職や就学しない児童の増加等教育水準の低下がみられたものの、ドイモイの進展による経済の発展により、現在は科学技術、経済発展や国際性を重視した教育が進められている。

現在の教育システムは、まず幼児教育機関として幼稚園(3~6歳)があり、普通教育機関としては、小学校(7~15歳)と中学校(16~18歳)がある。なお、小学校は5年間の初級学校と4年間の中級学校に分かれており、小学校は義務教育とされている。

高等教育機関としては、中等技術学校、大学、技術訓練学校があり、中等技術学校及び大学では、通常の全日制クラスのほか、社会人向けに通信教育や短期スクーリングを行う在職コース、あるいは特定テーマについての短期聴講制度なども発達している。

その他、読み書きができる程度の成人を主な対象として補習教育学校が設けられている。

1996年度当初(ベトナムにおける学校の年度は9月~6月)における学校数、生徒数等は表2のとおりであるが、近年は大学の学生数の伸びが著しく、例えば1995年度における大学の学生数は、1994年度と比較して47%の伸びを見せており、急激な経済成長に伴って高等教育機関に

< 表 2 学校の種類、数等(1996年度当初) >

学校の種類	学校数	生徒数	教員数
幼稚園	8,205	2,092,501	85,986
小学校	20,242	15,298,500	476,998
初級学校		10,413,700	311,044
中級学校		4,884,800	165,954
中学校	1,407	1,175,500	42,026
中等技術学校*	266	170,500	9,425
大学*	109	297,900	22,800
技術訓練学校*	(不明)	58,689	6,055
計	30,229	19,093,590	643,290

* 1995年度の数値

進む者の数も急激に増加している。

4 経済

(1) 概況

ベトナム経済は、ドイモイ政策をきっかけとして、社会主義制度の枠組みの中で私営、個人経営を含む様々な形態の経済経営を奨励する、あるいは西側諸国との経済協力や外資導入を積極的に進める等の経済分野における諸改革が行われた結果、1990年代に入りインフレの沈静化や外資流入の活発化などが進み、現在、急激な発展を見せている。

1996年の国内総生産(GDP、概算)は、258兆6,090億ドン(名目価格、1USドルは、1998年2月現在で約12,300ドン)であり、国民一人当たりGDPは、343万2,000ドンとなっている。また、1996年の経済成長率は9.34%を達成し、1992年以降は経済成長率が8%以上を維持していることから、ベトナム経済は持続的成長の軌道に乗ったものと見られている。

物価に関しては、1996年の消費者物価上昇率は、4.5%であり、ドイモイ政策開始以来最低を記録している。

(2) 産業

ベトナムでは、これまで農林水産業が産業の中心であった。北部の紅河デルタ地帯と南部のメコンデルタ地帯が農業の中心で、稲作を中心に二期作が行われており、南部では三期作も行われている。特に、コメは重要な輸出品目の一つにもなっている。水産業についても、長い海岸線を持ち、大陸棚も遠浅で広いため豊かな水産資源を持っており、古くから漁業が盛んであった。近年、養殖エビやイカなどは、日本にもかなり輸出されている。

しかし、最近では経済の中心が第一次産業から第二次、三次産業へと移りつつあり、1996年のGDPを産業別に見てみると、第三次産業が108兆7,740億ドンで全体の42.1%を占めており、その中でも商業やホテル、観光業の占める割合が大きくなっている。製造業や建設業といった第二次産業のGDPは79兆5,010億ドンで、総GDPの30.7%を占めており、これら第二次、第三次産業については、年々総GDPに占める割合も大きくなってきている。一方、農林水産業については、1996年にベトナムが世界第三位のコメ輸出国となったなど、生産額としてはここ数年着実に伸びてきており、1996年のGDPも70兆3,340億ドンとなっているが、総GDPに占める割合は、1991年には40.5%だったのが1996年には27.2%へと減少している。

(3) 貿易

貿易の状況については、1996年の輸出額が72億5,580万USドル、輸入額が111億4,400万USドルと、前年度と比較して輸出で33%、輸入で37%の伸びとなっており、いずれも1992年から連続して高い伸びを見せている。なお、貿易収支は、38億8,820万USドルと大幅な赤字となっている。

主要な輸出品目は、原油、衣服、繊維、海産物、コメであり、従来は一次産品が中心であったが、特に最近では、工業製品である衣服、繊維や靴、サンダル類の伸びが著しい。また、主な

輸入品としては、ガソリンや紡績用繊維糸、織物等のほか、バイクや自動車を含む機械類等がある。

貿易の相手国について見てみると、古くは旧東欧圏諸国との貿易が主要なものであったが、1980年代後半以降は対アジア貿易が拡大し、旧東欧圏諸国との貿易が極端に減少している。特に最近では、日本への輸出拡大とASEAN各国及びアジアNIES(韓国、香港、台湾)からの輸入拡大傾向が顕著となっている。

1995年における貿易で見ると、輸出では、日本が14億6,100万USドルと最大の輸出相手国で、輸出総額の26.8%を占めている。次に、シンガポール6億8,980万USドル(12.7%)、台湾4億3,940万USドル(8.1%)が続いている。主要な対日輸出品目は、原油、食料品、衣類等である。一方、輸入の相手国については、シンガポールが14億2,520万USドルと全体の17.5%を占め、韓国12億5,350万USドル(15.4%)、日本9億1,570万USドル(11.2%)が続いている。

(4) 外国投資

外国からの投資については、認可ベースで、1996年は325件、投資額は84億9,730万USドルであり、前年と比べて件数で12%減となっているが、金額では逆に30%の増となっている。従来からベトナムへの外国投資は、華僑、華人資本が中心であり、1996年に認可された外国投資の相手国を見てみると、投資額ではシンガポールが第1位で、27億6,360万USドルで全体の32%を占め、その後に香港(12億5,840万USドル)、韓国(8億2,620万USドル)、台湾(7億8,320万USドル)が続いている。日本は、投資件数では、54件とトップであるが、金額では5億9,120万USドルと第6位である。

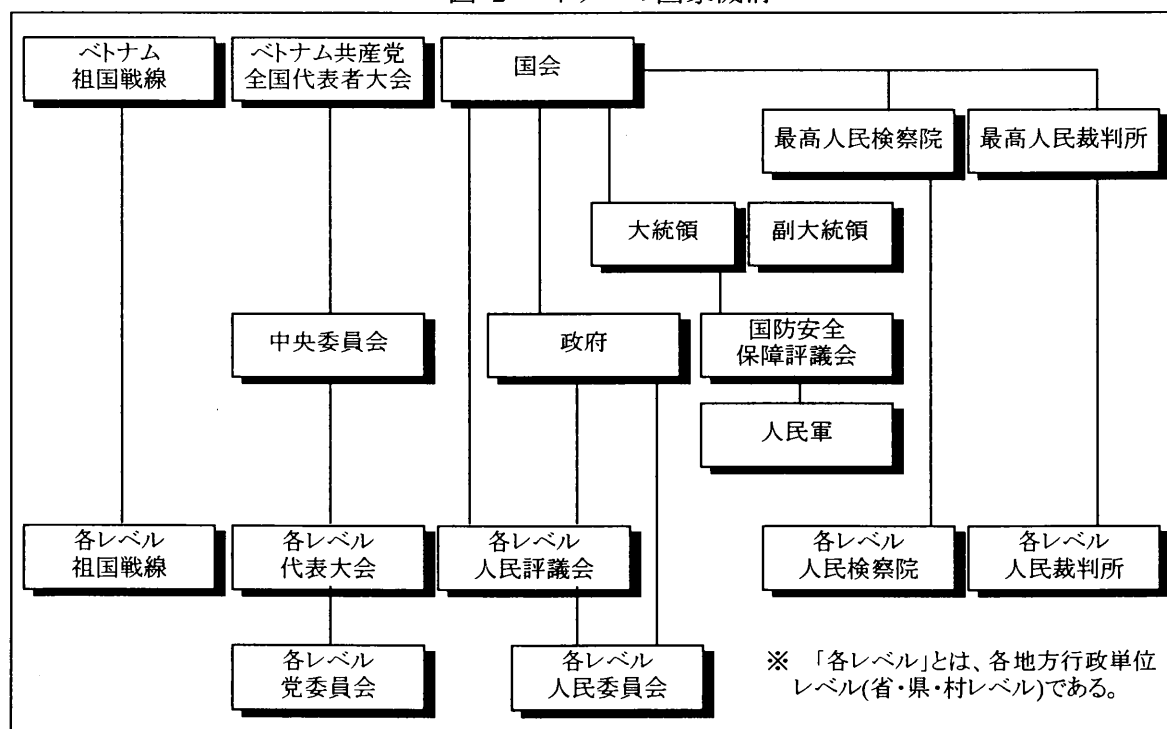
また、投資先の地域では、従来はホーチミン市とその周辺の南部地域が中心であったが、最近では、ハノイ周辺地域への投資も増えており、1996年には、ハノイ市における投資額が26億40万USドルと最も大きく、次いでホーチミン市の21億1,770万USドルとなっている。

1 政治体制

そして、すべての国家権力は国会に集約されると規定しており、日本のように、立法、行政、司法の分立という考え方はとられていないが、国会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院がそれぞれ任務と権限を分担するという立場が示されている。

なお、ベトナムでは、伝統的に集団指導制が敷かれており、国家元首である大統領、政府の長である首相、共産党の長である書記長の3首脳による、いわゆるトロイカ体制がとられている。この3首脳の人事については、保守派と改革派のバランス、北部、中部、南部という地域間のバランス、軍部、共産党、政府のバランスという三つのバランスを考慮の上、選出されていると言われており、現在の3首脳についてもほぼこれに沿った人事となっている。

< 図 2 ベトナムの国家機構 >



2 大統領

大統領は国家元首であり、対内的及び対外的に国を代表することとされ、国民統合の中心ともいえるポストである。

その選出は、国会において国会議員の中から行われるが、実質的には共産党において候補者が決定されると言われている。また、国会に対して責任を負うとともに、国会にその活動報告を行うこととされる。任期は、国会議員と同様5年である。

現在の大統領は、1997年7月に行われた国会議員選挙を受けて同年9月に開催された国会において新たに選出された、チャン・ドク・ルオン氏(選出時60歳)である。ルオン氏は、ベトナム中部のクアンガイ省出身で、鉱山地質の専門家であり、大統領に選出される前は一貫して鉱業畑を歩んできた。

大統領の主な任務及び権限は、憲法及び法令の公布、副大統領、首相、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院院長の選出、解任、罷免を行うことの国会への提案、国会又は国会常務委員会の決議に基づく副首相、閣僚その他の政府の構成員の任命、最高人民裁判所副長官及び裁判官、最高人民検察院副院長及び検察官の選任、解任、罷免並びに国会又は国会常務委員会の決議に基づく総動員令又は局地動員令の発令、全国的又は局地的緊急事態の宣言等である。また、人民軍総司令官と国防安全保障評議会(National Defense and Security Council)議長に就任することとされているため、有事の際には大きな権限を持つことになる。その他、国会常務委員会の会議に出席する権利を持ち、必要な場合には、閣議に出席することもできる。

副大統領は、大統領の提案により国会において国会議員の中から選出され、その任務、権限は、大統領の業務執行を補佐するとともに、大統領により委任された業務を行うこととされている。現在は、女性のグエン・ティ・ビン氏が副大統領を務めている。

3 国会

(1) 概要

国会(National Assembly)は、国民の最高の代表機関であるとともに、憲法制定権と立法権を有する唯一の機関である。また、国内及び諸外国に関する基本方針、経済社会施策、国防・治安問題、国家機構の組織・活動に関する原則、国民の社会関係・活動について決議を行うこととされている。

国会の主な任務及び権限は、憲法及び法律の制定と改正、憲法、法律及び国会決議の遵守に関する最高の監督権の行使、大統領、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院から提出される活動報告の検査、国家の社会経済開発計画、財政計画及び民族政策の決定、大統領、副大統領、国会議長・副議長、国会常務委員会の各委員、首相、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院院長の選任及び解任、政府の閣僚の選任及び解任に対する承認等である。

なお、国会に対して法律案を提出する権利は、大統領、国会常務委員会、国会民族評議会及び各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線及びその各構成

団体が有することとされている。

定例会は、年2回開かれることとされ、臨時国会は、国会常務委員会での決定、大統領、首相又は3分の1以上の国会議員からの要求により召集される。

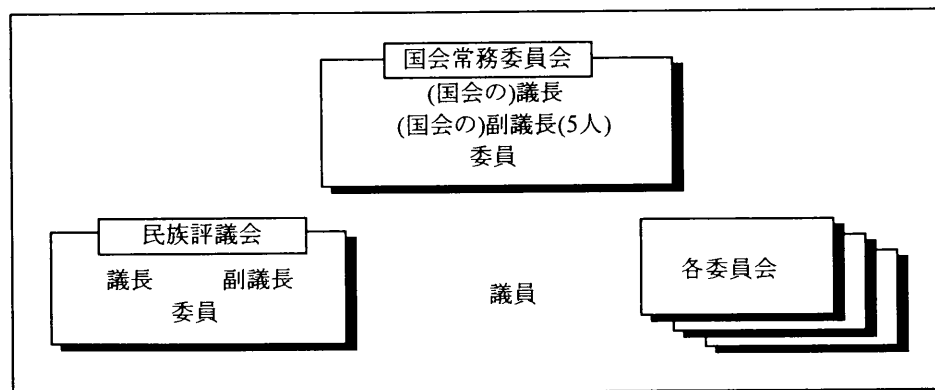
国会は一院制であり、組織としては、議長、5人の副議長のほかに、国会常務委員会、民族評議会及び各委員会がある。なお、現在の議長は、1992年に議長に選出され1997年に行われた国会議員選挙後の国会で再任されたノン・ドック・マイン氏(1997年9月現在57歳)である。

国会常務委員会(Standing Committee of the National Assembly)は、国会の常設機関で、国会の議長、副議長及びその他の委員で構成される。なお、これらの常務委員会の構成員は、政府の閣僚を兼務することはできないこととされている。その主な任務及び権限は、国会の召集のほか、国会議員選挙の管理、憲法及び法律の解釈、国会により委任された事項に関する法令(Decree-Law: 法律と同様の効力を持つが、国会の議決によらず国会常務委員会が制定するもの)の制定、憲法、法律、法令及び国会決議の執行の監督、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院の業務の監督、各レベル地方自治体の人民評議会の監督及び指導等多岐にわたっている。

また、民族評議会(Nationalities Council)は、民族に関する諸問題を研究し国会に提案するとともに、民族政策及び山岳地域・少数民族居住地域の社会・経済開発計画の実行を監視することとされている。その他の各委員会は、法案をチェックするとともに、国会又は国会常務委員会の委任により法律、法令に関する提案、報告を行うこととされている。民族評議会及び各委員会とも、その構成員は国会において選出される。

国会議員は、国民の直接選挙により選出され、任期は5年である。選挙は、中選挙区制により行われ、選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上の公民(ベトナム国籍を持つ者)が有することとされる。

< 図 3 国会の組織 >



(2) 第10期国会議員選挙の実施

第10期国会議員選挙が1997年に行われたため、その概要を紹介することとする。

まず1997年6月23日に公示が行われ、同時に候補者名簿も公表された。この選挙は、全国を175選挙区に分ける中選挙区制で行われ、候補者数は、定数450に対して663人であった。候補者のうち551人はベトナム共産党員であったが、共産党員でない候補者も112人に上り、1992

年に行われた前回選挙時の63人から急増した。

この国会議員候補者名簿は、ベトナム祖国戦線が中心になって、あらかじめ割り当てられた枠に従って政府各機関、軍、社会团体等から推薦を受けた者及び団体の推薦を受けない個人の立候補者の申請に基づいて作成することになっているため、候補者名簿の作成時に実質的な候補者の審査が行われることになり、場合によっては候補者名簿への登載が却下されることもあると言われている。なお、団体の推薦を受けない個人の立候補者は、1992年の前回選挙時から認められたもので、「独立候補」と言われている。

候補者の大部分は、団体から推薦を受けた者であったが、独立候補も11人立候補した。独立候補は、いずれも非共産党員であった。

また、この選挙では、工業化・近代化路線を担う人材登用を図るとともに、内外に民主化進展を印象付けるという意味で、非共産党員の割合を全体の20%程度まで増やし、知識人や、少数民族、女性議員の比率を高めたいという共産党の意向を反映した候補者の選定となっていると言われている。

投票は、1か月間の選挙運動期間を経て7月20日に行われ、選挙結果は7月28日に中央選挙管理委員会から公表された。それによると、投票率は、全国で99.59%という高いものであり、100%の投票率に達した投票所も数多く見られたということである。

開票結果を見てみると、非共産党員の議員数が改選前の33人から66人に倍増したほか、独立候補も初めて3人当選した。独立候補の当選者は、ホーチミン市の医師やハノイ市の民間企業経営者らであった。また、女性議員の数も118人と、全議員数に対する比率で26%(改選前18%)となり、大幅に増えているほか、少数民族出身の議員の数も78人と、比率で17.3%になっている。

< 表 3 1997年の選挙による国会議員数の変化 >

	改選前		立候補者		改選後	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
共産党員	362	91.6%	551	83.1%	384	85.3%
非共産党員	33	8.4%	112	16.9%	66	14.7%
(うち独立候補)	(0)	(0%)	(11)	(1.7%)	(3)	(0.7%)
計	395	100%	663	100%	450	100%

4 司法・検察機関

ベトナムの司法機関としては、最高人民裁判所(Supreme People's Court)、各レベル地方行政単位に設置される地方人民裁判所(Local People's Court)、各軍事裁判所(Military Tribunal)及び法律によって設置されるその他の裁判所がある。また、特別な状況においては、国会の定めた規定により特別裁判所を設置することができることとされている。

最高人民裁判所は、ベトナムにおける最高の司法機関であるとされ、各地方人民裁判所、各軍事裁判所の裁判を指導監督する。また、その他の裁判所についても、国会の規定により設置された特別裁判所を除き、最高人民裁判所が指導監督することとされる。

最高人民裁判所長官は国会において選任され、その任期は、国会議員と同様5年である。そして、長官は国会に対して責任を負うとともに国会に活動報告を行い、国会が閉会中の時は国会常務委員会と大統領に対して責任を負い、活動報告を行うこととされている。各地方人民裁判所の裁判長は、同レベルの人民評議会に対して責任を負い、活動報告を行うこととされる。

人民裁判所の裁判は、法律の定めがある場合を除き、公開により行われる。また、人民裁判所の裁判には人民陪審員、軍事裁判所の裁判には軍人陪審員が参加するという陪審員制がとられている。裁判においては、判事と陪審員はそれぞれ独立しており、法律のみに従って審理を行うこととされる。その他、多民族国家ベトナムにおける司法制度の特徴として、それぞれの民族が各自の言語により裁判を行う権利が保障されているということがある。

検察機関としては、司法機関と同様、最高人民検察院(Supreme People's Office of Supervision and Control)、各レベル地方行政単位に設置される地方人民検察院(Local Offices of Supervision and Control)及び各軍事検察院(Military Offices of Supervision and Control)がある。

5 共産党

ベトナム共産党については、憲法第4条において、「労働者階級の前衛であるとともに、労働者階級、勤労人民及び全国民の権利と利益の忠実な代表者であり、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想に従って国家と社会を指導する勢力である」と規定され、国家における指導的役割が明記されている。

共産党には200万人以上の党員がおりとされ、その組織については、最高指導機関として全国代表者大会(党大会)があり、5年に1回召集されるが、実質的には同大会で選出される中央委員会が最高指導機関となる。中央委員会は、通常半年に一度会議を開くこととされている。その組織は、書記長、政治局及び書記局から成っており、いずれも中央委員会総会で選出される。

書記長は、共産党の実質的なトップであり、現在の書記長は、1997年12月に開催された党中央委員会総会において新たに選出された、レ・カ・フュー氏(選出時66歳)である。フュー氏は、中部ベトナム北端のタインホア省出身で、これまでは軍の政治委員一筋で経歴を積み重ねてきた人物で、党内では、改革、開放に慎重な保守派の代表とされている。

政治局は、中央委員会を代表して、中央委員会の閉会期間中は党の活動を指導することとされ、1998年1月現在で19名の政治局員がいるが、大統領のほか、首相や数人の政府閣僚が政治局員である。また、政治局には最高意思決定機関として常務委員会が置かれており、現在は、書記長、大統領、首相、国会議長ら5人のメンバーで構成されている。書記局は日常業務を行い、下位レベルの党委員会の活動を監督する。また、地方レベルでの党組織として、各レベル地方行政単位に代表大会が設置されている。代表大会は5年に1回召集され、大会で選出される党委員会が閉会期間中の指導機関となる。

6 ベトナム祖国戦線

ベトナム祖国戦線(Vietnam Fatherland Front)は、もともと1977年に北ベトナムの祖国戦線、南ベトナムの南ベトナム解放民族戦線、ベトナム民族民主平和勢力連盟が統合されてできた組織であり、ベトナム共産党が党員以外の大衆を政治活動に動員するための大衆団体である。祖国戦線は、共産党のほか、労働総連合、農民連合、婦人連合、ホーチミン共産青年連合といった大衆組織が構成員となっている。中央組織として5年ごとに開催される全国大会と、全国大会で選出される中央委員会がある。また、すべての各レベル地方行政単位にも祖国戦線が組織されている。

その役割としては、国会への法案提出のほかに、前述したように、国会議員選挙の際に立候補者名簿を作成するという重要な役割を持っている。また、地方においても、人民評議会議員選挙の際に立候補者名簿を作成するほか、議員の解任を提案したり、人民委員会の会議に出席を要請されることがある等、大衆組織の代表として重要な役割を与えられている。憲法においても、祖国戦線とその構成団体は人民国家の政治的基盤であり、民族団結の伝統を高め、人民国家の建設に参加するものと明記されている。

第3章 政府

1 概要

(1) 組織

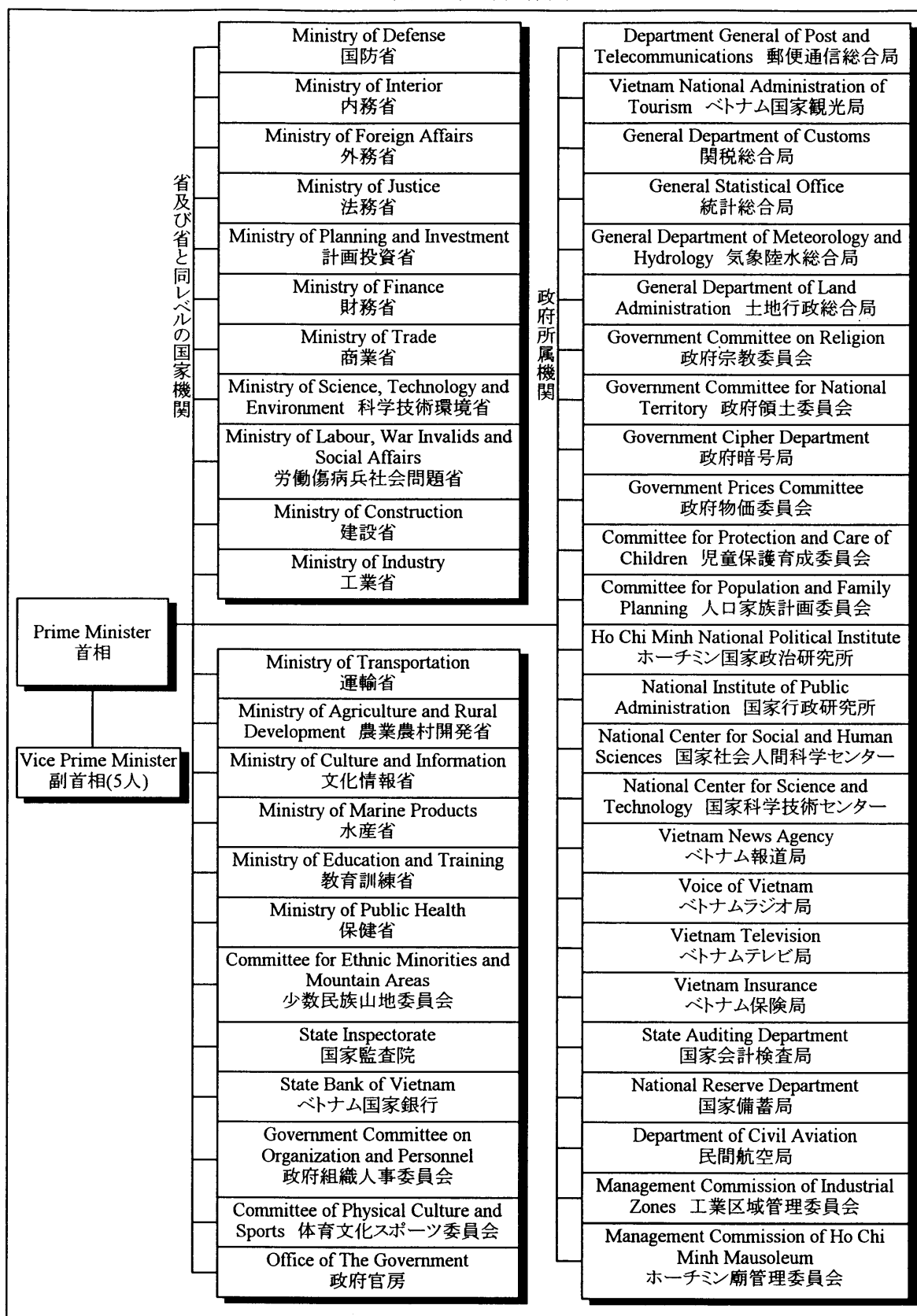
ベトナム政府では、首相を長とし、各省庁等の長から成る中央の行政機関について、「Government」という名称を使用しているため、当レポートにおいても「政府」という語を同様の意味で用いることとする。

政府は、国会の執行機関であるとともに最高の行政機関であり、国家の政治、経済、文化、社会、国防、治安及び諸外国との対外的業務等の諸業務を統一的に管理するものとされている。

政府は、首相、副首相、各省大臣及び省と同レベルの国家機関の長により構成される。副首相の数は国会において定められることとされており、現在は5人となっている。各省及び省と同レベルの国家機関の新設、廃止については、首相の要求により国会が決定することになっている。

図4のとおり、現在、省及び省と同レベルの国家機関は23設置されている。このほか、政府所属の機関が25設置されているが、この政府所属機関については、省及び省と同レベルの国家機関より下位レベルの機関と位置付けられており、その設置も政府の決定により行うことができる。

< 図 4 政府組織図 >



※ 政府組織人事委員会から提供された資料により作成(1998年1月現在)。

(2) 政府の責務及び権限

政府組織法(Law on Organization of the Government)によると、政府は、以下に掲げる責務と権限を有するものとされており、この責務と権限に従って、首相をはじめ各省及び省と同レベルの国家機関等の機関が業務を行っている。

その特徴として、政府は、国家機構上の最高の行政機関として、中央における行政を所管するのはもちろんのこと、各レベル地方自治体の行政機関である人民委員会を指揮し、その他、地方自治体の議会である人民評議会についても、一定の場合に指導、監督を行うという、かなり強い権限を持っているということがある。また、省レベル地方行政単位の新設、合併や境界線の調整は国会の権限とされているが、それより下位レベルである県、村レベル地方行政単位の境界線の調整については政府の権限とされている。

- ① 各省、省と同レベルの各国家機関、各政府所属機関及び各レベル地方自治体の人民委員会を指揮するとともに、中央レベルから末端レベルまでの国家行政機構を整備し、体系化する。各レベル地方自治体の人民評議会が上位レベルの国家機関が発した文書を執行する際に、それを指導、監督する。各レベル地方自治体の人民評議会が、法律により与えられた責務と権限を執行するための条件を整備する。公務員の採用を行うとともに、公務員の教育と研修を行う。
- ② 国家の各機関、企業、社会团体、軍及び国民が憲法と法律を遵守することを確保する。国民に対して憲法、法律に関する知識の普及を図るとともに、憲法、法律に関する教育を行う。
- ③ 国会と国会常務委員会に対して、法律案、法令案及びその他の議案を提出する。
- ④ 国家の経済開発を計画的に管理する。国家の財政・金融政策を実施する。国民全体の所有に属する財産の効率的な運用を確保し、管理する。文化、教育、保健、科学及び技術を発展させる。社会経済の開発と国家予算の拡充に係る計画を実行する。
- ⑤ 国民の正当な権利と利益を保護するとともに、国民が権利を行使し義務を履行するのに必要な条件を整える。国家と社会の財産と利益を守る。環境を守る。
- ⑥ 国家の防衛と国民の安全を強固なものにする。国家の治安を確保する。人民軍を組織する。国家を防衛するために動員令を発するとともに、その他のあらゆる方策を実施する。
- ⑦ 調査、統計、国家の監査、会計検査、国家機構内部の官僚主義と汚職の防止、国民からの陳情や告発を処理し解決するという業務を組織し、指揮する。
- ⑧ 国家の外交に関する事務の統一的な管理を行う。すなわち、国際条約に署名、支持又は承認を行い、国家が署名又は加盟した国際条約の実行を指揮し、国家の利益と外国におけるベトナムの団体と個人の正当な利益を守る。
- ⑨ 社会政策、民族政策及び宗教政策を実施する。
- ⑩ 省レベル地方行政単位より下位レベルの地方行政単位の境界線を調整する。
- ⑪ 政府の責務と権限を実行する際には、ベトナム祖国戦線及び他の大衆組織と協力して行う。また、それらの団体がその業務を効果的に行うことができるよう条件を整える。

2 首相

首相は政府の長であるとされ、国会に対して責任を負うとともに、国会、国会常務委員会及び大統領に対して業務の報告を行うこととされている。その選出は、大統領の提案により国会において国会議員の中から行われる。任期は国会議員と同様5年である。

現在の首相は、1997年の国会議員選挙を受けて、同年9月に開催された国会において選出された、ファン・バン・カイ氏(選出時63歳)である。カイ氏は、南部の旧サイゴン(ホーチミン)出身で、1985年からホーチミン市人民委員会委員長としてベトナムの市場経済化のひな形を作った実績を持ち、改革、開放路線を担う実務家の代表的存在と言われている。

首相の業務については、政府組織法において、具体的に次のとおり規定されているが、その特徴として、政府の長として省、省と同レベルの国家機関あるいは政府所属機関といった中央政府機関を指導、監督するのみならず、省レベル地方自治体の人民委員会に対しても、その上位レベル行政機関として様々な指導、監督の権限を有しているということがある。

また、人民委員会に対してだけではなく、省レベル地方自治体の議会である人民評議会の決議について、憲法等に違反するものの執行を停止させ、その廃止を提案するという強い権限も持っている。

- ① 政府、省及び省と同レベルの国家機関の長並びに各レベル地方自治体の人民委員会委員長の業務を指揮することとされており、具体的には次のとおりである。
 - (ア) 政府及び中央レベルから末端レベルまでの国家行政組織の活動を指揮し管理するのに必要な政策とその実施方法を決定する。
 - (イ) 政府の構成員と省レベル地方自治体の人民委員会委員長が業務を行うための諸規則を策定する。
 - (ウ) 政府の構成員の活動を指揮、調整する。各大臣、省と同レベルの国家機関及び政府所属機関の長並びに省レベル地方自治体の人民委員会委員長との間で異なった意見が出た場合に、調整を行い、決定する。
 - (エ) 国会、国会常務委員会、大統領、政府及び首相が行った決定について、各機関の支局や各レベル地方自治体において速やかに執行させるとともに、それを監督する。
- ② 政府の会議を招集し、議長を務める。
- ③ 省又は省と同レベルの国家機関の新設又は廃止を国会に提案する。副首相、大臣及び省と同レベルの国家機関の長の選任、解任、罷免について国会又は国会常務委員会(国会閉会中)に対して提案し、承認を求める。
- ④ 政府内部での重要な問題を処理するための研究、指導、調整を首相が行う際に、それを補佐するための常設又は臨時の委員会を設置する。
- ⑤ 副首相、大臣及び省と同11レベルの国家機関の長の選任、解任、罷免を行う。省レベル地方自治体の人民委員会委員の選出結果の承認を行う。省レベル地方自治体の人民委員会委員長及び副委員長の解任、罷免、配置替えを行う。省レベル地方自治体の人民委員会のその他の委員の解任、罷免について承認を行う。

- ⑥ 国家機関及びその職員による事務の能率を向上させるとともに、国家の運営方法を改善し、規律を厳格なものとし、汚職、官僚主義、専制主義及び権力の濫用を厳しく防止する。
- ⑦ 大臣、省と同レベルの国家機関の長又は政府所属機関の長が発した決定、指令、文書、並びに省レベル地方自治体の人民委員会又はその委員長が発した決定、指令で憲法、法律又は上位レベルの国家機関が発した文書に違反するものの執行を停止し又は廃止する。
- ⑧ 省レベル地方自治体の人民評議会の決議で憲法、法律又は上位レベルの国家機関の発した文書に違反するものの執行を停止し、同時に国会常務委員会に対してその廃止を提案する。
- ⑨ 大衆組織又は非政府組織(NGO)の設立を許可するとともに、それらの組織が法令を遵守しているかどうか監督する。なお、ここで言う大衆組織には、例えば、ベトナム青年同盟(Vietnam Youth Federation)やベトナム学生連合(Vietnam Student Union)といった団体が該当する。
- ⑩ 国会に報告を行って承認を求め、あるいは、国会議員の質問に対して回答を行い、その他、報道機関に対して首相が声明を発表するといった方法により、国民に報告を行う。

3 政府閣僚

副首相は、首相と国会に対して責任を負い、首相の指示により首相の業務を補助し、首相が不在の時は首相の委任を受けた副首相が業務を代行する。各省大臣及び省と同レベルの各国家機関の長は、首相と国会に対してその業務の範囲内で責任を負い、それぞれの機関の長として業務を執行する。

また、副首相、大臣及び省と同レベルの各国家機関の長の選出は、首相が国会に人事案を提出し、国会において承認された後、大統領が任命することになるが、首相と異なり国会議員である必要はない。その任期は、首相と同様5年である。

1997年に行われた国会議員選挙を受けて開催された国会において選出された政府閣僚は、表4のとおりである。

< 表 4 政府閣僚 (1997年9月29日現在) >

役職	氏名	備考
首相	ファン・バン・カイ Phan Van Khai	共産党政治局員
第一副首相	グエン・タン・ズン Nguyen Tan Dung	共産党政治局員
副首相兼外務大臣	グエン・マイン・カム Nguyen Manh Cam	共産党政治局員
副首相	グエン・コン・タン Nguyen Cong Tan	共産党中央委員
副首相	ゴー・スアン・ロック Ngo Xuan Loc	共産党中央委員
副首相	ファム・ザー・キエム Pham Gia Khiem	共産党中央委員
国防大臣	ファム・バン・チャ Pham Van Tra	共産党政治局員
内務大臣	レー・ミン・フォン Le Minh Huong	共産党政治局員
法務大臣	グエン・ディン・ロック Nguyen Dinh Loc	
計画投資大臣	チャン・スアン・ザー Tran Xuan Gia	共産党中央委員
財務大臣	グエン・シン・フン Nguyen Sinh Hung	共産党中央委員
商業大臣	チュオン・ディン・トゥエン Truong Dinh Tuyen	共産党中央委員
科学技術環境大臣	チュー・トゥアン・ニャ Chu Tuan Nha	共産党中央委員
労働傷病兵社会問題大臣	チャン・ディン・ホアン Tran Dinh Hoan	共産党中央委員
建設大臣	グエン・マイン・キエム Nguyen Manh Kiem	共産党中央委員
工業大臣	ダン・ヴー・チュウ Dang Vu Chu	共産党中央委員
運輸大臣	レー・ゴック・ホアン Le Ngoc Hoan	
農業農村開発大臣	レー・ファイ・ゴー Le Huy Ngo	共産党中央委員
文化情報大臣	グエン・コア・ディエム Nguyen Khoa Diem	共産党中央委員
水産大臣	タ・クアン・ゴック Ta Quang Ngoc	共産党中央委員
教育訓練大臣	グエン・ミン・ヒエン Nguyen Minh Hien	共産党中央委員
保健大臣	ドー・グエン・フォン Do Nguyen Phuong	共産党中央委員
少数民族山地委員長	ホアン・ドゥック・ギ Hoang Duc Nghi	共産党中央委員
国家監査院長	タ・ヒュー・タイン Ta Huu Thanh	共産党中央委員
政府組織人事委員長	ドー・クアン・チュン Do Quang Trung	共産党中央委員
体育文化スポーツ委員長	ハー・クアン・ズ Ha Quang Du	共産党中央委員
政府官房長官	ライ・バン・クー Lai Van Cu	共産党中央委員
児童保護育成担当大臣	チャン・ティ・タイン・タイン Tran Thi Thanh Thanh	共産党中央委員
人口家族計画担当大臣	チャン・ティ・チュン・チエン Tran Thi Trung Chien	共産党中央委員

※ ベトナム国家銀行総裁職は空席になっている。

4 政府組織人事委員会

(1) 概要

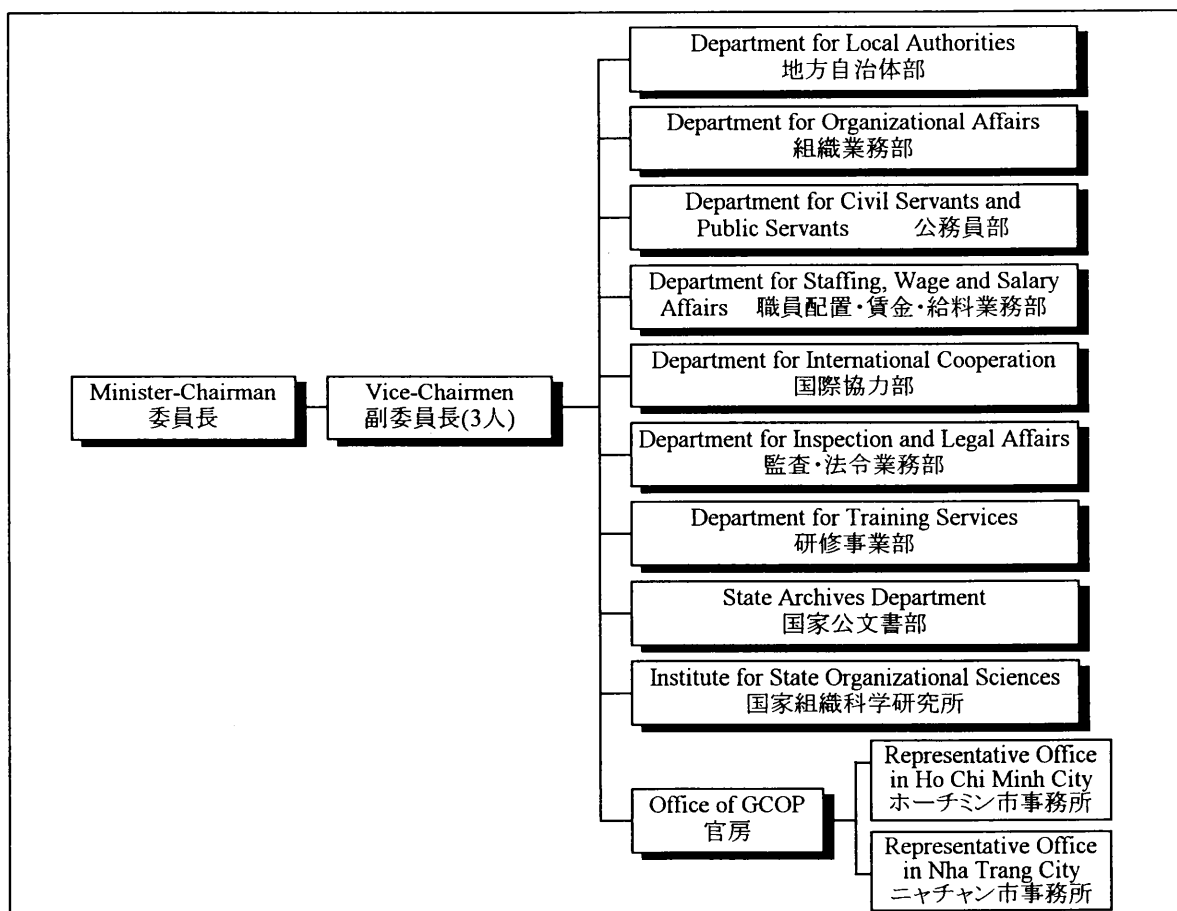
政府組織人事委員会(Government Committee on Organization and Personnel、以下「GCOP」と称する。)は、省と同レベルの国家機関の一つであるが、ベトナムにおける地方自治体、地方行政を所管する機関であるため、その組織や業務について紹介することとする。

なお、省の一つとして内務省が設置されているが、内務省は、地方行政を所管する省ではなく、国内の治安の確保に関する業務を行う省であり、具体的には警察を担当している。ちなみに、ベトナムでは、警察官は一般の公務員とはされておらず、軍に所属しているということである。

(2) 組織

GCOPの組織は、図5のとおりであり、委員長の下に3人の副委員長がおり、その下に10の部局と2の地方事務所を持っている。

< 図 5 GCOPの組織 >



※ GCOPから提供された資料により作成(1998年1月現在)。

なお、ベトナム政府では、政府組織人事委員会のような省と同レベルの委員会の委員長の英語表記を「Minister-Chairman」としているが、これは、省と同レベルの委員会の長は大臣と同レベルの役職なのであるが、省ではないので、「Minister」という表記を使用せず、「Minister」と同レベルの「Chairman」という意味で「Minister-Chairman」を使用している。

職員数は、GCOP全体で200名以上、各部では15~20名程度である。各部の長は部長(Director General)であり、その下に副部長(Deputy Director General)、専門官(Expert)及び一般職員がいる。なお、省及び省と同レベルの国家機関の職員の役職名は、すべてGCOPと同様、「部長(Director General)」、「副部長(Deputy Director General)」及び「専門官(Expert)」とされているが、省より下位レベルの国家機関という位置付けである政府所属機関の場合には、「課長(Director)」、「副課長(Deputy Director)」及び「専門官(Expert)」という役職に統一されているということである。

また、GCOPは、ベトナムにおける行政改革に関するすべての活動に関する調整機関とされているが、行政改革に関する業務を行うために、図に示された内部部局のほかに、委員長をトップとし、各部の職員から選ばれた者を構成員とする、行政改革を進めるための内部組織、いわゆるプロジェクトチームが設置されている。

(3) 業務

「政府組織人事委員会の責務、機能、権限及び組織に関する政令」によると、GCOPは、国家機関の組織、公務員、大衆組織と非政府組織の設立、行政事務の所掌区分及び国家の公文書の処理に関する業務を行うこととされているが、具体的には、各部は次に掲げる業務を行うこととされている。

① 地方自治体部(Department for Local Authorities)

地方自治体部は、地方自治体の管理に関する業務、選挙に関する業務及び地方行政単位の区域、境界に関する業務について委員長を補佐することとされており、具体的には次に掲げる業務を行う。

- (ア) 各レベル地方自治体の位置、機能、責務及び権限を規定するような地方自治体の運営に係る法律案、法令案及びその他の法的文書を作成する。
- (イ) 各レベル地方自治体の人民委員会の委員に係る基準、人数及び資格の決定に関する規則を作成する。
- (ウ) 都市、地方、山岳地域あるいは辺境地域といった様々な特徴を持つ地域に適応するような地方自治体の形式について研究を行い、各地域に適した形式の地方自治体を設置する。
- (エ) 末端レベル地方自治体における住民のための政策を作成する。
- (オ) 地方行政単位の新設、合併、廃止と分割及び地方行政単位の境界線の決定に関する規則を作成し、国会又は国会常務委員会に提出して承認を求める。

- (カ) 地方行政単位の境界線の調整を行い、あるいは地方行政単位の境界線に関する紛争を解決するために関係機関と協議する。
- (キ) 国会議員と各レベル地方自治体の人民評議会議員の選挙の実施及び人民委員会委員の選出に必要な手続き等に関する計画とスケジュールを作成し、その準備を行う。
- (ク) 地方自治体の設立に関する法的文書を執行する際に、(ア)から(キ)までに掲げた権限の範囲内で、各地方自治体の実際の状況を分析し指針を提供するとともに、監督を行い、専門的な事項について指導、監視する。
- (ケ) 統計調査を行い、地方自治体の組織に関する情報を収集し、その業務に関するデータを収集、蓄積する。
- (コ) 地方自治体の組織に関する事項について科学的な調査を実施するとともに、同様の科学調査活動に参加する。
- (サ) 地方レベルにおける国家運営と組織に係る業務を組織業務部と共同で行う。村レベル地方自治体の幹部職員の配置と諸施策に関する業務を職員配置・賃金・給料業務部と共同で行う。各地方自治体における公務員の採用、勤務及び異動に関する業務を公務員部と共同で行う。村レベル地方自治体の選挙で選ばれた幹部職員やその他の職員の研修及び昇進に関する業務を研修事業部と共同で行う。その他、関連する業務を他の部と共同で行う。
- (シ) 村レベル地方自治体で専門的業務(医療、地籍、統計、企画、財政、文化及び郵便等の業務)に従事する常勤職員の人数及び組織の決定について、他の省庁の関係部局と共同で行う。
- (ス) 地方自治体部長は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。
 - (A) 地方自治体部が所管する業務に関する事項について、その所管する団体、機関及び個人に対して、質問に対する回答や説明を行い、あるいは指針を与える文書に、委員長に代わって署名を行う。
 - (B) 科学的情報の交換に関するセミナー又はワークショップを開催するとともに、その所管業務に関して指針を与える。
 - (C) 地方自治体に関する情報及びデータを収集するという観点から、各省庁及び地方自治体が開催するセミナー又はワークショップに参加する。
 - (D) 規則に従い、省レベル地方自治体の組織人事部局に対して、その所管する地方自治体の活動に関する情報の提供を要求する。

② 組織業務部(Department for Organizational Affairs)

組織業務部は、政府と各レベル地方自治体における各機関、大衆組織及び非政府組織の組織、機構に関する業務に関して委員長を補佐することとされており、具体的には、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 国家の組織及び大衆組織と非政府組織の組織と運営に関する法律案、法令案及びそ

の他の法的文書を作成する。

- (イ) 政府の組織機構、政府所属機関及び政府が所管する専門機関の新設、合併、廃止に関する提案を作成する。
- (ウ) 各省庁、省と同レベルの国家機関、政府所属機関、政府が所管するその他の国家機関及び専門機関の責務と権限、組織及び機構に関連する提案を審査する。
- (エ) 各レベル地方自治体の人民委員会に属する専門機関の新設、合併及び廃止に関する提案を審査する。
- (オ) 国家機構内部での中央政府と地方自治体の機能を地方に委譲するという提案を作成する。
- (カ) 大衆組織と非政府組織の設立に関する提案について、首相に提出されるのに先立って、その審査を行う。
- (キ) 国家の機構組織に関する法的文書の執行に関して、すべての省庁、地方自治体、大衆組織及び非政府組織を監視し、指針を与え、監督する。
- (ク) 各省庁と省レベル地方自治体の組織人事部局に対して、国家の機構組織に関する専門的指針を提示する。
- (ケ) 各省庁が、各レベル地方自治体の人民委員会に対して人事管理業務に関する権限委任を行う提案を政府に提出して承認を求めるのに先立って、その提案に対して助言と指導を与える。
- (コ) 中央政府が所管することとなる重要な国営企業の設立案について、首相に提出し承認を求める際に、各省及び省と同レベルの国家機関と共同でその新設案の準備を行う。

< ハノイにあるGCOPの建物 >



- (サ) 各省庁と省レベル地方自治体が所管する専門機関に関する職員配置計画を作成する際に、主担当部である職員配置・賃金・給料業務部と共同で行う。各レベル地方自治体の人民委員会の組織に関する業務についての提案を審査する際に、主担当部である地方自治体部と共同で行う。
- (シ) 国家組織に関係する事項について、GCOPの他の部局に対して助言を行う。
- (ス) 国家機構に関する科学的調査活動を組織し、又は参加する。
- (セ) 国家機構の効率性に関して統計調査を実施しデータを蓄積するとともに、統合的な調査を行う。国家機構組織に関するセミナーを開催して、諸問題に対する適切な解決方法を提示する。
- (ソ) 組織業務部長は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。
 - (a) 規則に従い、国家機構組織に関する事項について、下位レベルの専門機関と個人に対して、質問に対する回答を行い、あるいは専門的指針を与える文書に、委員長に代わって署名を行う。
 - (b) 各省庁及び省レベル地方自治体の組織業務担当部局と協力して、組織業務に関するセミナー又はワークショップを開催する。
 - (c) 各省又は地方自治体が開催する組織業務に関するセミナーや会議に参加する。
 - (d) 規則に従い、各省及び省レベル地方自治体の組織人事部局に対して、組織業務の状況に関する情報の提供を要求する。

③ 公務員部(Department for Civil Servants and Public Servants)

公務員部は、首相が任命した行政官及び全国の上級公務員の管理に関する業務について委員長を補佐することとされている。

なお、公務員部が管理する幹部公務員以外の公務員の管理については、次項の職員配置・賃金・給料業務部が行っている。また、公務員部の英語表記は、「Department for Civil Servants and Public Servants」であり、「Civil Servants」と「Public Servants」を分けて使用しているが、これは、ベトナム政府によると、この両者の語に相当するベトナム語については多少異なった意味合いがあるため分けているのであるが、英訳した場合には両者を特に分けて考えるほどの意味の違いはなく、いずれも同じ「公務員」で構わないという説明であった。

公務員部は、具体的に次に掲げる業務を行う。

- (ア) 高級行政官と上級公務員の管理に関する規則を作成する。
- (イ) 政府又は政府の委任がある場合に、各役職の高級行政官の任用に関する総合的な基準を策定して、それを委員長が公表する。
- (ウ) 高級行政官と上級公務員の管理に係る地方自治体への権限委任に関する規則を作成し、執行する。
- (エ) 委員長が首相に提出して承認を求めるのに先立って行われる、各省庁及び省レベル地方自治体が提案した人事案件の審査手続きに参加する。

- (オ) 各省庁の組織担当部局の部長及び省レベル地方自治体の組織人事部局の長の任免について、委員長が承認を与えるのに先立って審査を行う。
- (カ) 高級行政官及び上級公務員の昇進、等級の変更、昇給、退職及び賞罰に関する政策を実行する。
- (キ) 各省庁及び省レベル地方自治体における高級行政官及び上級公務員の雇用、勤務評定及び管理に係る専門的事項に関して指導を行うとともに、監督、監視を行い、また指針を提示する。
- (ク) 全国の高級行政官と上級公務員の資質、人数その他の現状に関するデータと情報を収集して分析する。
- (ケ) 高級行政官と上級公務員に関する諸政策及び給与体系の策定、職員配置に関する制度の調整に係る業務を、職員配置・賃金・給料業務部と共同で行う。高級行政官と上級公務員の研修内容の決定と昇進に関する業務を研修事業部と共同で行う。その他の関連する業務を、他の部と共同で行う。
- (コ) 高級行政官と上級公務員の組織体系、管理、人事、役職、等級及び勤務評定に関する問題についての科学的調査活動に参加し、又は調査活動を主催する。
- (サ) 公務員の資質向上の観点から、高級行政官と上級公務員を対象とする管理技術の向上のための指針を作成し、又は作成に参加する。
- (シ) 高級行政官と上級公務員の管理技術の向上に関する研修活動に参加する。
- (ス) 規則に従ってGCOPの人事管理を行う。
- (セ) 公務員部は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。
 - (a) 各省庁と省レベル地方自治体の組織人事部局を対象として、高級行政官と上級公務員の管理に関するセミナー又はワークショップを開催する。
 - (b) 各省庁又は省レベル地方自治体が開催する高級行政官と上級公務員の管理に関する会議に参加する。
 - (c) 規則に従い、各省庁又は省レベル地方自治体が所管する高級行政官と上級公務員の管理に関する情報の提供を、各省庁又は省レベル地方自治体に要求する。

④ 職員配置・賃金・給料業務部(Department for Staffing, Wage and Salary Affairs)

職員配置・賃金・給料業務部は、国家予算により給与を支給されている中央政府と各レベル地方自治体の国家機関と団体の公務員と職員の管理、人事配置及び賃金、賞与と手当を含む給与の総合的な管理に関して委員長を補佐することとされており、具体的には、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 国家行政組織における公務員及び職員の職員数の管理に関する法律案、法令案及び規則案を作成する。
- (イ) 公務員と国家職員に関して、職員の募集、昇進、職員の等級の変更、賞罰、勤務評定に係る提案、規則及び政策を策定する。

- (ウ) 公務員と国家職員に関する給与と定期昇給に関する方針を策定する。
- (エ) 委員長が決定し公表するのに先立って、行政職公務員の等級体系とその基準を作成する。
- (オ) 職員数と給与予算の配分を行うのに先立って、公務員の各役職の性質と国家機関及び部局の業務の性質に基づいて、職員総数を決定するための規則と方針を作成する。
- (カ) 国家職員が専門機関、公営企業及び私営企業に勤務する資格を、委員長が与えることに関して、他の省庁と交渉を行うのに先立って審査業務を行う。
- (キ) 各省庁と地方自治体の公務員の雇用、勤務評定及び管理に関する専門的業務に関して指導、監督、指揮を行う。
- (ク) 職員配置と給与予算管理に関する規則を作成する。中央政府から各レベル地方自治体の国家機関に対する給与予算の配分を、財務省の担当機関と共同して行う。
- (ケ) 中央政府が各レベル地方自治体の国家機関に対して示す各年ごとの職員配置計画と、給与予算配分計画を総合的に作成する。財務省とともに行政機関の給与予算に関する提案を作成し、政府に提出して承認を求める。
- (コ) 各省庁及びその関係部局と協力して、有害な環境の中での業務、定期的に移動する必要があるような業務、あるいは、国境地帯や離島といった辺境地域での業務といった特別の状況で業務を行う公務員のための報奨、特別の手当、あるいは優秀な実績を収めた者への特別手当といった制度を策定するとともに、政府に提出してその検討と採用を促す。
- (サ) 首相が任命した高級行政官と上級公務員を除く公務員の給与に関する具体的な問題を処理、解決する。
- (シ) 各省庁とその支部局及び地方自治体における職員数と給与に関する諸政策の実施について専門的指針を提示し、指導と監督を行う。
- (ス) 全国的な公務員の数、資質及びその他の状況に関する情報を収集し、データを集計する。職員数と給与に関する政策が確実、正確、厳格そして期限内に行われているかどうかの統計調査を実施して情報を収集するとともに、データを蓄積する。
- (セ) 各役職ごとの職員数、昇給制度、職制及び勤務評定に関する制度と管理に関する科学的調査活動を実施し、又は参加する。
- (ソ) 幹部公務員と上級公務員の役職に応じた給与体系及びその他の賞与と手当に関する制度の立案について、公務員部と協議し調整を行う。その他の関連する事項について他の部と共同して行う。
- (タ) 職員配置・賃金・給料業務部は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。
 - (a) 部長は、規則に従って、職員配置と給与の管理及び公務員(首相が任命した高級行政官と上級公務員を除く。)に関する諸制度と管理に関する質問に対して回答、説明し、あるいは専門的指針を提示する文書に署名する権限を委員長から委任されている。
 - (b) 各省庁と省レベル地方自治体の組織人事部局を対象として、公務員の人事配置、給与及び管理に関するセミナー又はワークショップを開催する。
 - (c) 各省庁や省レベル地方自治体の組織人事部局が開催する公務員の人事配置、給与

及び管理に関するセミナー又はワークショップに参加する。

- (d) 規則に従い、公務員の職員配置、給与、組織及び管理に関する情報の提供を、各省庁又は省レベル地方自治体の組織人事部局に要求する。

⑤ 国際協力部(Department for International Cooperation)

国際協力部は、GCOPの権限の範囲内におけるすべての国際協力に関する業務に関して委員長を補佐することとされており、具体的には、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 共産党と国家の外交政策に基づいて、GCOPの責務と権限の範囲内で国際関係の発展の可能性について研究を行い、他の国々、国際組織、非政府組織及び外国人との国際協力を推進するための政策、方法に関する提案を行う。
- (イ) GCOPが所管する業務に関する国際関係について規定する文書を企画、立案する。
- (ウ) GCOPが所管する分野における国際協力に関する短期及び長期の企画や事業、提案を策定する。それらの企画、事業、提案が承認された場合には、その実施のために国家予算上の資金を利用するとともに、外国からの援助を求める。
- (エ) GCOPの権限の範囲内で、規則に従って国際協力に係る企画や事業に関する国際条約(合意書、議定書、覚書等)を準備、検討するとともに、署名を行う。
- (オ) GCOPの権限の範囲内で、関係団体に対して国際協力に関する計画を立案するための指針を提示する。これらの計画の実施について監督するとともに評価を行う。
- (カ) 政府の規則に従い、海外の国々や国際組織の参加と資金提供を得て、GCOPが所管する事項に関するセミナー又はワークショップを開催する。

< 国際協力部のオフィスの一部 >



- (キ) 国際関係に係るGCOPのすべての活動を管理する。また、国際儀礼に関する業務を行う。
- (ク) 国際組織におけるGCOPの代表者の指名について提案を行うとともに、国際組織におけるその代表者の業務の管理を行う。
- (ケ) 国際条約又は国際協定であって、GCOPが署名し、又は政府が署名した後GCOPに対してその執行が委任されたものにおいて課せられた責務の履行に関して、指針を与え、監視、監督をし、その結果を評価する。
- (コ) 国際協力部は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。
 - (a) 規則に従って、国際協力の分野において、団体及び個人に対して、質問に対する回答や説明を行い、あるいは専門的な指針を提供する文書に署名する。
 - (b) 国家組織に係る国際協力に係るセミナー又はワークショップを開催する。
 - (c) 各省庁又は地方自治体が開催する国家組織に係る国際協力に係るセミナー、ワークショップ又は会議に参加する。
 - (d) 規則に従い、国家組織に係る国際協力活動に係る情報の提供を、各省又は省レベル地方自治体の組織人事部局に要求する。

⑥ 監査・法令業務部(Department for Inspection and Legal Affairs)

監査・法令業務部は、国家機構と行政組織に係る法律や規則に関して、また国家政策の執行という見地から、国家機関、大衆組織、社会組織及び国民を監査、監督することに関して委員長を補佐することとされており、具体的には次の業務を行う。

- (ア) その権限の範囲内において、法律案と法令案を作成し、又は作成に参加する。
- (イ) 他の省庁からGCOPに提出された法律案、法令案や法的文書に対して指導、助言を行う。
- (ウ) GCOP幹部の指揮により、国家機構組織に係る法的文書と規則を、その他の部と協力して体系化する。
- (エ) GCOPの内部において、法令に関する情報提供を行うとともに、法律に関する指導を行う。
国家機構組織に係る法的文書と規則に係る研修を企画する。
- (オ) GCOPが所管する国家機構に係る法律、法令及びGCOPの発する文書の執行を監督する。国家機構組織に係る文書における欠陥や矛盾、誤りについて審査し、委員長に対してその対処方法の提案を行う。
- (カ) 国家機関の支部局又は地方自治体が発した国家機構組織に係る法的文書で、政府又はGCOPが発した法的文書に違反しているものの廃止又は修正について助言し、提案する。
- (キ) GCOPの権限の範囲内において、政府機関、社会経済団体及び国民による法律と政策の執行を監査する。また、違反行為があった場合の対処方法を提案する。
- (ク) 国家行政機関における行政サービスと公務員に係る法令の執行を監視し、違反行

為があった場合の対処方法を提案する。各省庁及び省レベル地方自治体の組織人事部局の組織に関する政府又はGCOPによる決定の執行について、GCOPの関係する部と共同で監査する。

(ケ) 各団体や国民から提出された要求、苦情及び告発について、その内容と性質を勘案の上、GCOPの所管する問題の場合にはその対処方法を提案し、GCOPの所管外の場合には他の適切な機関にそれらの要求等を送付するものとする。

(コ) 監査・法令業務部は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。

(a) 部長は、GCOPに苦情を提出した組織、団体又は個人に対して回答や説明を行い、又は指針を提示する文書に署名する権限を、委員長から委任されている。

(b) 各省庁又は省レベル地方自治体の組織人事部局を対象として、監査、法令業務に関するセミナー又はワークショップを開催する。

(c) 国家組織に係る監査、法令業務に関して、各省庁又は省レベル地方自治体が開催する会議に参加する。

(d) 規則に従い、各省庁又は省レベル地方自治体に対して、その権限の範囲内における問題の解決を図るために必要な情報の提供を要求する。

⑦ 研修事業部(Department for Training Services)

研修事業部は、公務員、選挙により選出された幹部及び各レベル地方自治体の人民評議会議員の研修及び再研修の運営管理について委員長を補佐することとされており、具体的には、次に掲げる業務を行う。

(ア) 公務員、選挙により選出された幹部及び各レベル地方自治体の人民評議会議員の研修、再研修及び能力向上に関する法律案、法令案及び規則案を作成して、政府又は国会に提案する。

(イ) 公務員、選挙により選出された幹部及び各レベル地方自治体の人民評議会議員を対象とした終日研修、オン・ジョブ・トレーニングといった様々な種類の研修、再研修に係る短期、長期の計画を作成する。

(ウ) 採用のための競争試験や選考に係る規則を作成する。公務員、選挙により選出された幹部及び各レベル地方自治体の人民評議会議員を対象とした研修、再研修及び能力向上に係る諸政策を策定する。

(エ) 公務員を対象とした研修、再研修の運営に関する調整を行う。

(オ) 省レベル地方自治体の行政学校及び各省庁の専門学校における研修、再研修及び能力向上研修に関する予算の配分を、財務省と共同で行う。

(カ) 公務員の研修及び再研修の実施に関して、各省庁、その支部局及び地方自治体に対して指針を与えるとともに、監督、指導する。

(キ) 公務員の各役職ごとの研修、再研修及び能力向上研修の運営に関して調査を行うとともに、専門的指針を提示する。

- (ク) 公務員のための研修、再研修及び能力向上研修に関して、研修を行う人材とカリキュラムの向上を継続的に図っていくために、科学的調査に参加し、又は調査を実施する。
- (ケ) 専門職公務員のための研修、再研修及び能力向上研修の内容とスケジュールの作成を、各省庁及び省レベル地方自治体と共同で行う。
- (コ) 国家公務員、国家職員及び選挙により選出された幹部の資質、能力に関する調査の企画と実施、また、公務員の採用に係る競争試験、選考及び勤務評定の実施を、公務員部と職員配置・賃金・給料業務部と共同で行う。地方自治体において選挙により選出された幹部と各レベル地方自治体の人民評議会議員の状況に関する調査を、地方自治体部と共同で行う。その他の関連する事項について、他の部と共同で行う。
- (サ) 研修事業部は、次に掲げる権限を委員長から委任されている。
 - (a) 部長は、規則に従って、公務員の研修、再研修と能力向上研修に関して、団体や個人に対して、質問に対する回答をし、又は指針を提示する文書に署名を行う権限を、委員長から与えられている。
 - (b) 関係する各省庁、地方自治体と協力して、公務員の研修、再研修及び能力向上研修に関するセミナー又はワークショップを開催する。
 - (c) 各省庁又は地方自治体が開催する、関係があるセミナーや会議に参加する。
 - (d) 規則に従い、公務員の資質と能力に関する状況や研修、再研修の状況に関する情報の提供を、各省庁及び省レベル地方自治体の組織人事部局に対して要求する。

⑧ 国家公文書部(State Archives Department)

国家公文書部は、国家の公文書に関係する部局を監督するとともに、国家の公文書の記録の統一的管理を行う。また、国家の公文書の管理に関する技術的、専門的な規則を発することとされている。

⑨ 国家組織科学研究所(Institute for State Organizational Sciences)

国家組織科学研究所は、国家の組織科学と行政機構組織に関するGCOPの専門的な科学的研究機関である。また、GCOPの所管する業務に関する情報センターとしての機能を持っている。

また、GCOPの所属機関ではあるが、かなり独立した機関としての位置付けがされており、経理はGCOPとは別に行うこととされ、国内外にある関係する団体と協力してその業務を行うことができる。

なお、部内に、組織科学研究課(Division for Research on Organizational Sciences)、人事開発調査課(Division for Research on Personnel Development)、情報・資料課(Division for Information and Materials)及び「ザ・レビュー・オン・ステート・オーガニゼーション(月刊誌)」編集課という五つの課を持っている。

⑩ 官房(Office of the Government Committee on Organization and Personnel)

官房は、GCOP内部の総務的業務を行う部であり、GCOP内部の業務執行をとりまとめ、監督し、指導するという役割を持っている。

また、GCOP幹部が業務の指揮を行う際にそれを補佐し、GCOP内部の管理運営や文書の管理等を行うこととされている。

なお、官房は、管理課(Administration Division)、総務課(Division for General Affairs)、保護課(Safeguard Division)及び会計・財政・建設課(Division for Accounting, Finance and Capital Construction)という四つの部内課を持っている。

また、ホーチミン市とニャチャン市に地方事務所を持っているが、いずれも小規模の事務所であるということである。

5 行政改革

ドイモイ政策は、もともと経済分野だけではなく政治、行政、社会等のあらゆる分野における全面的刷新を目指したものであったが、経済分野での刷新が最重視されてきたため、経済改革と比べて行政分野における改革は立ち遅れており、いまだに機能的、効率的な行政組織に変貌できないでいるために、様々な問題が生じていると言われている。

まず、行政改革の遅れが、経済発展に対しても影響を与えていると言われている。例えば、ベトナムにおいては、現在、各分野において法律、法令の整備を進めているところであり、毎年多くの法律や法令が制定されているが、いまだに法制度が完全なものにはなっていないため、中央政府及び各レベル地方自治体の政策決定に矛盾が生じていたり、市場経済活動に対する国家の干渉や、私営企業の運営に対する障害がいまだに残っていると言われている。その他、私営部門の拡大に関する政策決定等についても不透明な部分があり、今後さらに透明性を増すことが必要であると言われている。

また、ベトナムの行政機関自体が、改革の必要性を自覚していないのではないとも言われている。これは、行政組織改革や民主的な市場経済における政府の役割に対する自覚、理解が不十分であることや、現代の行政運営と改革に関する十分な専門的技術と能力を欠いていること、また、改革執行のための適当な方策と改革実行の促進策や報奨制度を欠いていることが原因ではないかと言われている。そして、公務員が、自らを国民の奉仕者ではなく、むしろ支配者であると考えているというようなことも関係しているのではないかとされている。

ベトナムが、今後さらにASEANやAPEC等の国際組織や、ヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国等の国々、あるいは他の国際協力機関との様々な分野での協力を進めていくためにも、ベトナム内部における国家と行政の改革の必要性がますます高まってくるものと考えられている。

これまでの行政改革の進展については、まず、1992年の憲法改正により行政改革に着手され、1993年6月に「ベトナムの行政改革に対する技術援助」事業により国連開発計画(UNDP)の援助を受けて包括的な行政改革が開始されたとされる。この改革は、市場経済に適合する行政機構を造り上げることと、中央と地方との良好な関係を確立することが目的であるとされた。

その後1995年1月に開催された共産党中央委員会総会においては、行政制度の刷新に関

する決議が採択されたが、その中では具体的に、①国会の組織と業務の刷新を継続すること、②国家行政制度における着実な改革を継続すること、③司法機関の業務と組織を刷新すること、④国家の主権者としての国民の役割を拡大すること、そして⑤国家に対する共産党の指導力を強化すること という五つの目標が掲げられた。

また、行政改革を具体的に推進していくため、各省庁に、各省大臣を長とする行政改革委員会を設置し、GCOPを行政改革に関するすべての活動についての調整機関とした。同様に、地方レベルにおいても、省レベルの各人民委員会に委員長を長とする行政改革委員会が設置されている。

具体的な改革としては、まず、組織改革として1995年には経済関連省庁の整理統合が行われ、農業食品工業省、森林省、水利省の3省が農業農村開発省に統合、重工業省、エネルギー省、軽工業省の3省が工業省に統合、国家計画委員会、国家協力投資委員会が計画投資省に統合された。この大規模な整理統合のねらいは、機構の簡素化のほか、市場化、国際化時代の要請への対応であったとされる。

組織改革のほかにも、ベトナム政府は、住民サービスの向上と経済発展への対応という観点から、公務員の汚職を防止し、より効率的な行政を確保するための様々な取り組みを行っていると言われる。

その一つの例として、ベトナム政府は、「行政サービスの社会化(Socialization of Public Service Delivery)」政策を推進している。この、「行政サービスの社会化」政策とは、具体的には、従来は無料であった学校教育や病院における診療、ごみ処理といった行政サービスについて、民間企業や公的団体が手数料を徴収して有料で行うこととし、国民に対しても行政サービスの実施に対して一定の負担を求めるようにすることであると説明されている。そして、この「行政サービスの社会化」政策により、行政機関は、これまで自らが行っていたこれらの行政サービスを外部に委託することができるようになるため、その他のより重要な業務に専念することができ、行政の効率化を促進することになると言われている。

その他にも、民間活力の活用や、大衆組織や非政府組織との協力による行政サービスの効率化が進められており、実際に各地方自治体で様々なパイロットプロジェクトが実施されていると言われている。

1996年6月に開催された第八回共産党大会で採択された政治報告によると、ベトナム共産党は、いまだに行政が効率的ではないとの認識を示した上で、今後さらに行政改革に取り組んでいくことを宣言している。具体的には、行政機構の改革について、統一的で効率的な行政運営を確保するため行政組織を簡素化するとともに、住民の要望に的確に応えるため地方の行政機構を強化し、地方がより主導性を発揮できるようにしていくとされている。また、公務員の汚職の防止についても断固とした措置をとっていくこととされており、この報告に沿って、今後も積極的に行政改革が進んでいくものと考えられる。